

社会福祉法人サン・ビジョン 役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サン・ビジョン（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）、顧問、特別顧問及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員等 役員等のうち、原則として週4日以上勤務する者で、理事長、副理事長、常務理事、監事、顧問及び特別顧問の職にある者をいう。
- (2) 非常勤役員等 役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (3) 報酬等 社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対し、職務内容及び勤務形態に応じて次の報酬等を支給する。

- (1) 報酬
- (2) 費用弁償
- (3) 退職慰労金

第2章 報酬

(報酬の支給基準)

第4条 役員等に対する報酬の支給基準は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 出席等に伴う報酬 別表3で報酬が支払われている役員等及び職員を兼ねる役員等については対象外とし、交通費のみ支給する。
 - イ 理事会及び評議員会の出席に伴う報酬の額
別表1に定める額
 - ロ 選考委員会（入札参加資格審査委員会）及び入札立会に伴う報酬の額
別表2に定める額
 - ハ 理事会、選考委員会（入札参加資格審査委員会）及び入札立会が同日に行われる場合の出席に伴う報酬の額
別表1及び別表2に定める額を合算した額

ニ 選考委員会（入札参加資格審査委員会）及び入札立会が同日に行われる場合の出席に伴う報酬の額

1回の会議とみなし別表2に定める額

ホ 複数の選考委員会（入札参加資格審査委員会）又は複数の入札立会が同日に行われる場合の出席に伴う報酬の額

1回の会議とみなし別表2に定める額

ヘ イのほか、理事長が要請する会議等への出席、及び職務の執行に対する報酬の額
別表1に定める額

(2) 常勤役員等及び法人職員でない非常勤役員等に対する報酬の額（別表1及び別表2に定める額を除く。）

別表3に定める額

(3) 法人職員を兼ねる非常勤役員等に対する報酬の額（別表1及び別表2に定める額を除く。）

無報酬

第3章 費用弁償

（費用弁償の基準）

第5条 費用弁償は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 理事会及び選考委員会の出席など理事長が依頼する出張等に伴う交通費は、以下の表に基づき、別紙役員・評議員旅費申請書により実費を弁償する。

種別	支給額	理事長 副理事長 常務理事 監事 特別顧問 その他理事長が認める者	理事（右欄の理事を除く。） 評議員 顧問	法人職員（理事長が指名する者を除く。）を兼ねる理事
鉄道	実費 （特急、急行料金を含む）	グリーン車		普通車
航空機（国内線）	実費	エコノミークラス		
航空機（国際線）		ビジネスクラス	エコノミークラス	
船舶		上級（1等）	普通（2等・寝台）	
バス・タクシー		—		

(2) 出張は日帰りを原則とし、宿泊等が必要となる場合は事前に理事長に許可を得るものとする。宿泊代は以下の表に基づき、別紙役員・評議員旅費申請書により実費を弁償する。

宿泊地	理事長、 副理事長、常務理事、 理事（右欄の理事を除く。） 監事、顧問、特別顧問 評議員	法人職員（理事長が指名する者を除く。）を兼ねる理事
東京都又は政令指定都市以外で宿泊した場合	実費（税・サービス料込） 上限1泊 20,000円	実費（税・サービス料込） 上限1泊 15,000円
東京都又は政令指定都市で宿泊した場合	実費（税・サービス料込） 上限1泊 65,000円 実費が上限を超過したときは 超過額を旅費精算時に支給 することができる。	

第4章 退職慰労金

(退職慰労金の支給基準)

第6条 役員の前任に伴う慰労金の額は、役員の前任期間1年に対して3万円とする。ただし、第4条第2号により、別表3に定める報酬が支給されている者、職員を兼ねる役員及び役員に再任される者には、退職慰労金は支給しない。

2 退職慰労金の上限は18万円とする。

(在任期間の計算)

第7条 在任期間が1年に満たない場合の退職慰労金の計算は、端数月が6か月以上の場合は1年とし、6か月未満の場合は切り捨てとする。

2 社会福祉施設職員退職手当共済法に定める退職手当共済制度、及び財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会又は長野県社会福祉事業従事者退職年金共済(以下「退職金制度」という。)に加入している役員は、その加入期間については、在任期間に通算しない。

(退職慰労金からの控除)

第8条 退職慰労金を支給する場合には、法令に基づく源泉税及び法人に対して負う債務の全額を控除する。

(死亡役員に対する退職慰労金)

第9条 在任中死亡した役員に対する退職慰労金は遺族に支給する。

2 遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(支給の停止又は特別減額)

第10条 役員が在任中特に重大な損害を法人に与えた場合又は退任に際して円満に退任しなかった場合若しくは一方的に退任した場合は、評議員会の承認を経て、第6条の退職慰労金を支給しないか、又は減額することができる。

第5章 その他

(支給方法)

第11条 報酬、費用弁償及び退職慰労金の支給方法は、職員の例による。ただし、都合により期末ごとにすることができる。

(公表)

第12条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(評議員会の承認)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認によって効力を有する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行・適用する。

「社会福祉法人サンライフ、社会福祉法人サン・ビジョン役員等報酬規程」(平成8年4月1日施行)、及び「社会福祉法人サンライフ、社会福祉法人サン・ビジョン役員等退職慰労金規程」(平成23年6月1日施行)は、平成31年3月31日に廃止する。

この規程は、令和2年4月1日から施行、適用する。(別表3の改正)

別表1（第4条第1号イ関係）

理事会及び評議員会の出席に伴う報酬の額

開催地（注1）までの移動区分	報酬の額	
	別表3に定める報酬の支給を受けていない者（評議員及び職員を除く）	評議員
開催地の所在する県と同一の県内から出席する場合若しくは開催地までの片道が100km未満の県外から出席する場合	10,023円	27,843円
開催地の所在する県の県外から出席する場合で、開催地までの片道が100km以上の場合	20,046円	38,980円

（注1）事務局が出席する場所を開催地とする。

（注2）自家用車を利用して、開催地までの片道が100km以上の県外から理事会又は評議員会に出席する場合は、別途5,000円を支給する。

別表2（第4条第1号ロ関係）

選考委員会（入札参加資格審査委員会）及び入札立会に伴う報酬の額

開催地（注1）までの移動区分	報酬の額
開催地の所在する県と同一の県内から出席する場合若しくは開催地までの片道が100km未満の県外から出席する場合又は県外の施設にてテレビ会議を使用して出席する場合	3,342円
開催地の所在する県の県外から出席する場合で、開催地までの片道が100km以上の場合	5,569円

（注1）事務局が出席する場所を開催地とする。

（注2）別表3で報酬が支払われる役員等及び職員を兼ねる役員等については対象外とする

別表3（第4条第2号関係）

常勤役員等及び法人職員でない非常勤役員等に対する報酬の額（別表1及び別表2に定める額を除く。）

区分	報酬額
理事長	年額1,800万円以内で評議員会が定める。
副理事長	年額1,500万円以内で評議員会が定める。
常務理事	年額1,300万円以内で評議員会が定める。
法人職員でない非常勤の理事、顧問及び特別顧問 （週4日を超えない範囲で勤務する者に限る）	年額360万円以内で評議員会が定める。
監事 （週4日を超えない範囲で勤務する者に限る）	年額400万円以内で評議員会が定める。

（注）通勤手当は別途職員の給与規程に準じて支給する。